



島根県報

平成29年5月19日（金）

第2,904号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	（農産園芸課）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（農村整備課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（　　　　　）	4
県営土地改良事業計画の変更（4件）	（　　　　　）	4
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	6

【公 告】

平成29年度危険物取扱者保安講習の実施	（消防総務課）	9
平成29年度調理師試験の実施	（健康推進課）	10
開発行為に関する工事の完了（2件）	（都市計画課）	11

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（病院局）	12
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	（　　　　　）	12
島根県立中央病院情報ネットワーク更新業務に係る随意契約の相手方等	（　　　　　）	13
交通管制センター上位装置の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	13

【公安告示】

駐車監視員資格者講習の実施	（警察本部）	15
---------------	--------	----

告 示**島根県告示第286号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年 5 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
青山淳夫	神経内科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目 1 - 1	平成29年 4 月 28 日
若槻拓也	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成29年 4 月 28 日

島根県告示第287号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成 8 年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第11条第5項を次のように改める。

- 5 事業者は、排出水中の農薬の濃度が水濁指針値（別表に掲げる農薬及び法第3条第1項第7号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年環境省告示第60号において定められているものに限る。以下「水濁基準値」という。）が設定されている農薬に係る指針値をいう。以下同じ。）又は水産指針値（同項第6号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（平成18年環境省告示第143号において定められているものに限る。以下「水産基準値」という。）が設定されている農薬に係る指針値をいう。以下同じ。）を超えていることが判明したときは、直ちに、当該農薬の使用に関し、知事の指導を受け必要な措置を講ずるものとする。

第11条に次の1項を加える。

- 6 水濁指針値及び水産指針値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- (1) 水濁指針値 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める値

ア 別表に掲げる農薬 同表に定める指針値

イ ア以外の農薬で水濁基準値が設定されているもの 水濁基準値の10倍値

- (2) 水産指針値 水産基準値の10倍値

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

農 薬 名		指 針 値 (m g / L)
殺	イソキサチオン	0.080
虫	クロルピリホス	0.020
剤	ダイアジノン	0.050
	チオジカルブ	0.800
	トリクロルホン（DEP）	0.050
	フェニトロチオン（MEP）	0.030
	ペルメトリン	1.000

	ベンスルタップ	0.900
殺 菌 剤	イプロジオン	3.000
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.060
		(イミノクタジンとして)
	キャプタン	3.000
	クロロタロニル (TPN)	0.400
	シプロコナゾール	0.300
	チウラム (チラム)	0.200
	チオフアネートメチル	3.000
	テトラコナゾール	0.100
	トルクロホスメチル	2.000
	バリダマイシン	12.000
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1.000
	ベノミル	0.200
	ホセチル	23.000
除 草 剤	シクロスルフアムロン	0.800
	シマジン (CAT)	0.030
	トリクロピル	0.060
	ナプロパミド	0.300
	フラザスルフロン	0.300
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051
	(MCPAとして)	

注 1 表に記載の指針値は、以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI} (\text{mg} / \text{kg} \text{ 体重} / \text{日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADIの10\%配分}) / 2 (\text{L} / \text{人} / \text{日}) \} \times 10$$

2 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合には、水濁基準値の10倍値を指針値とする。

附 則

この告示は、平成29年5月19日から施行する。

島根県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐の島町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647

松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212

眞野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624

大西 修一 隠岐郡隠岐の島町原田1357-2
 谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487
 金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870
 吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541
 長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415-3
 長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213-2
 齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308

監事

遠藤 義光 隠岐郡隠岐の島町北方1428-2
 村上 和廣 隠岐郡隠岐の島町原田434内1
 山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389

2 就任年月日

平成29年 4月 1日

島根県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を平成29年5月11日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川（吉賀）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
-----	-------------	-------	-------

高津川（吉賀）地区農用地保全施設整備事業 （県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場
---	--------------	------------	-------

島根県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川（吉賀）地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川（吉賀）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第294号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市水上町福原623-4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第295号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町小浜字寶神山イ933-1、イ934-1、イ935-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第296号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路尻無154、158、160-1、161、163-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第297号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社江津グリーンモール 代表取締役 野間 智 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名
山根 敏幸	島根県江津市江津町890-3	—
(有) みなみやま	島根県江津市嘉久志町2306-30	南山 泰志
江津商業開発(株)	島根県江津市嘉久志町2306-30	松浦 元則
(株) グリーンフード	島根県江津市嘉久志町2306-30	藤田 武利
(株) シューズショップノムラ	島根県江津市嘉久志町2306-30	野村 修平
(有) 肉のこごし	島根県江津市嘉久志町2306-30	小越 寛治
(有) メイコーセンター	島根県浜田市浅井町86-21	岩谷 百合雄
(有) 泉文盛堂	島根県江津市江津町1517	松浦 元則
(有) カーツスポーツ	島根県江津市嘉久志町2306-30	本田 幸治
(株) グリーンモール	島根県江津市嘉久志町2306-30	野村 修平
小川 隆之	島根県江津市嘉久志町イ899-50	—
(有) ユアーズ	島根県浜田市新町54-55	石原 邦子
(有) きもの処あおき	島根県江津市嘉久志町2306-30	青木 史郎
国澤 三代子	島根県江津市都野津町1910	—
室田 哲志	島根県江津市渡津町1376-1	—
佐々木 篤郎	島根県江津市和木町416-5	—
(有) 山藤薬局	島根県江津市二宮町神主ハ216-5	山藤 功
(株) はなおか	広島県広島市中区小町2-26	鼻岡 房夫
(有) パウダー	島根県浜田市竹迫町2374-16	野村 陽子
(有) トム	鳥取県鳥取市富安1-36	斧谷 達道
(有) 春駒本店	広島県広島市西区商工センター2-7	駒水 宏紀
(株) イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神永2535	松本 佳晃
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 さとし
(有) コム	広島県広島市安佐北区可部南1-8-4	瀬川 洋三
(株) 広島音工	広島県広島市西区横川新町13-24	岡田 光由
日本コンセッションナリー(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	久保 浅雄
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 邦博
(有) ジーエム	島根県江津市嘉久志町2306-30	南山 泰志

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里3-3-1	山西 泰明
イズミ・フード・サービス (株)	広島県広島市西区商工センター2-3-1	松田 高邦
佐々木 篤郎	島根県江津市和木町416-5	—
森山 正	島根県江津市嘉久志町2289-7	—
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町5-2	田上 友康
フジパンストア (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50	廣村 昌弘
(有) 肉のこごし	島根県江津市江津町908-19	小越 亨
(株) 山藤薬局	島根県江津市二宮町神主ハ216-5	山藤 法子
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3-1	鍵本 優
(株) グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町大字昭和台35-6	山寄 隆治
(株) アクシス	福岡県北九州市戸畑区三六町14-12	芳野 直人
シャディ (株)	東京都港区新橋6-1-11	井原 章善
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩井1-48-14	木山 剛史
(有) きもの処あおき	島根県江津市嘉久志町2306-30	青木 一代
高谷 (株)	岡山県岡山市北区間屋町21-101	近常 晃州
(有) ハイカランド	島根県大田市大田町大田イ380-1	山崎 もとみ
(有) 泉文盛堂	島根県江津市江津町1517	松浦 元則
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	野口 実
(株) イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神氷2535-2	松本 昌之

(4) 変更の年月日

平成29年 5月 2日

2 届出年月日

平成29年 5月 8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課 (江津市江津町1525番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成29年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成27年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

(1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時15分から10時15分まで（隠岐会場を除く。） 9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	10時15分から12時15分まで（隠岐会場を除く。） 10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

(2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13時15分から14時15分まで（隠岐会場を除く。） 9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	14時15分から16時15分まで（隠岐会場を除く。） 10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
6月15日（木）	隠岐の島町	隠岐広域連合消防本部
7月21日（金）	松江市	プラバホール
7月27日（木）	出雲市	出雲市民会館
8月24日（木）	安来市	安来市学習訓練センター
9月14日（木）	益田市	ジャストホール
9月15日（金）	浜田市	いわみーる
10月18日（水）	大田市	あすてらす
11月15日（水）	松江市	プラバホール

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県防災部消防総務課

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危

険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

(3) 申請期間

6月1日から各講習実施日の10日前まで

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

6 問合せ先

〒690-0888 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階

島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成29年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成29年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成29年 9月 5日（火）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 島根県隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、450円（簡易書留料金を含む。）分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課）に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成29年6月22日（木）から同年7月6日（木）まで（郵送の場合は、平成29年7月6日（木）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成29年7月28日（金）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成29年10月20日（金）午前10時に、合格者の受験番号を県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともに、島根県のホームページに掲載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市黒井田町字灘152番1、152番7、131番1、152番6の一部、131番6の一部

面積 1,268.29平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市矢野町751番地2

萬代 真弓

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字外浜881番1、879番1、878番6、877番1、877番2、877番3の一部、877番4の一部、878番2の一部

面積 6,612.20平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 5月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

167,712,393円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 5月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

98,191,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 5月19日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院情報ネットワーク更新業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 4月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役 橋口 武人 広島県広島市南区比治山本町11番20号

5 随意契約に係る契約金額

165,780,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 5月19日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

交通管制センター上位装置の賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年 3月1日から平成35年 2月28日まで

(4) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登載されている者であること。
- (4) 島根県が行う物品の売買・借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 全国都道府県警察において交通管制センター上位装置一式についての納入実績があること。又は、同等の能力を有するシステムの構築実績があること。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)～(6)の要件を満たす者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2241、2242
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成29年5月19日（金）から同年6月14日（水）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。
なお、郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。
- (3) 入札説明会
行わない。
- (4) 入札書の提出期限
平成29年6月28日（水） 午後2時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年6月28日（水） 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室
ウ 開札 即時開札
なお、ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成29年6月16日（金）正午までに、入札説明書に示した提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに書類を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 5 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 6 入札保証金
入札者が見積もった契約希望金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 7 契約保証金
契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 8 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- 9 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 11 契約書作成の要否
要する。
- 12 その他
詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
(1) Subject matter of tender : Lease contract of the upper-level system of Shimane Traffic Control Center
(2) Bid tendering Date : June 28, 2017, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on June 28, 2017)
(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan, 690-8510
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成29年 5月19日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

- (1) 講習期日

内 容	日 時	
講 習	期 日	平成29年 7月12日（水）及び同月13日（木）
	時 間	受付 午前 7 時45分から午前 8 時15分まで
		講義 午前 8 時30分から午後 5 時10分まで 指示 午後 5 時10分から午後 5 時30分まで
修了考査	期 日	平成29年 7月20日（木）
	時 間	受付 午後 0 時45分から午後 1 時15分まで
		考査 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで 発表 午後 3 時30分から午後 4 時まで

(2) 講習場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター（電話 0852-36-7400）

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成29年 5月29日（月）から 6月16日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 受付時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の各警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

(4) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1 通

イ 受講手数料 20,000円（相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票（申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。）

イ 筆記用具

4 問合せ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話 0852-26-0110 内線 5118、5119